



千社資発第600号
令和元年9月13日

各市町村社会福祉協議会長 様

社会福祉法人
千葉県社会福祉協議会長
(公印省略)

令和元年台風15号による被災された方々への生活福祉資金の貸付
について (通知)

生活福祉資金貸付事業の推進につきましては、日ごろより多大なる御高配を
賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このたびの令和元年台風15号により県内各地に甚大な被害がでてお
り、別添写しのとおり千葉県において災害救助法が県内25市15町1村に対
し適用されました。

これに伴い、被災された方々に対する生活福祉資金の貸付については下記の
とおりといたしますので、今後の貸付相談対応に遺漏のないよう特段の御配慮
をお願いいたします。

なお、被災者向けのチラシを作成いたしましたので、ご活用ください。

記

1 生活福祉資金の取扱いについて

(1) 緊急小口資金

現時点では特例貸付ではありませんので、通常の制度内での対応となり
ます。

①貸付対象 低所得世帯に対し、緊急かつ一時的に生活費が必要なとき
に10万円以内で必要な経費を貸付します。

(例) 被災による減収

被災により出費が嵩んだことによる生活費の不足

②必要添付書類 申請書および借用書に加え下記の書類が必要です。

ア 運転免許証の写しまたは顔写真が貼付された証明書等

イ 住民票の写し (発行3か月以内で世帯構成員全員分証明)

ウ 印鑑登録証明書 (発行の3か月以内)

エ 健康保険証の写し

オ 被災証明書または罹災証明書 (市町村発行)

※上記の書類は基本的には建物または動産の被害の場

合に発行対象となります。停電被害等により発行されない場合または発行まで相当の時間（概ね1週間以上）がかかる場合は市町村で本会所定の「被災証明書」（県社協発行の様式集CDの03福祉資金01福祉費の中に様式有）または別添の「被災状況確認書」の様式に民生委員が証明することでも可能とします

カ 収入を証明するもの（下記のいずれか）

- ・源泉徴収票の写し
- ・確定申告書の写し

※就労間もない場合は給与明細3か月分の写し

キ 資金の振込先口座を確認できるもの

（通帳もしくはキャッシュカードの写し）

ク 口座振替依頼書（償還3回までは不要）

※この他にも必要に応じて書類を求める場合があります。

③申請の際の注意点

- ・申請書類の申請理由欄にはこのたびの台風15号による被災状況・内容を記入してください。
- ・被災により生活費が不足に至った事情を記入してください。

(2) 福祉資金（災害援護費）

災害救助法が適用された市町村においては原則として貸付対象外となります。

各市町村の「災害弔慰金の支給に関する法律」に基づく災害援護資金での対応となりますので御注意ください。

災害救助法が適用されない市町については通常どおり本資金の貸付対象となります。

問い合わせ先

千葉県社会福祉協議会

福祉資金部（担当：塚越、石田、中田）

〒260-8508 千葉市中央区千葉港4-3

千葉県社会福祉センター内

TEL：043-245-1551 FAX：043-245-9338

令和元年台風15号により被災された方へ

社会福祉協議会による貸付制度のご案内

千葉県社会福祉協議会では今回の台風により被災された方（低所得世帯）に対して生活費等の資金の貸付を行っています。貸付を希望される方は市町村の社会福祉協議会までご相談ください。

緊急小口資金

○貸付対象

今回の台風により被災した世帯で、当座の生活費を必要とする世帯

○貸付限度額

原則として10万円以内（無利子）

○貸付方法（条件）

（1）据置期間（返済猶予期間）：貸付した日の翌月から2月以内

（2）償還期限（返済期間）：据置期間経過後1年以内 ※無利子、ただし期限後は延滞利子5.0%

【例】「令和元年9月中に、据置2月、償還1年で10万円借りた場合」

⇒令和元年10月から11月まで据置期間です。償還開始は令和元年12月1日となり、令和2年11月末まで月額8,330円（最終回のみ8,370円）をご返済いただきます。

○申込み方法・手続きについて

（1）居住している市町村社会福祉協議会（千葉市の場合は各区の事務所）へお申込みください。

（2）申請に当たっては窓口にて「借入申込書」「借用書」及び「口座振替依頼書」に記入していただきます。また下記必要書類等を提出していただきます。

※窓口へ来所される際は、可能な範囲で事前に必要書類等をご準備ください。

（3）市町村社会福祉協議会で申請を受理し、千葉県社会福祉協議会で審査の上貸付を行います。

（4）貸付が決定になった場合、貸付金をご指定の口座へお振込みいたします。

【申請に必要な書類等】

- 本人確認ができる顔写真付き証明書（運転免許証、住基カード、パスポート、社員証等）
- 住民票の写し（市町村発行の3か月以内のもの、世帯全員分）
- 印鑑登録証明書（市町村発行の3か月以内のもの）実印
- 健康保険証の写し
- 被災証明書又は罹災証明書
- 収入を証明するもの
- 資金の振込先口座を確認できるもの（預金通帳）

災害援護費

○住宅の復旧や家財道具等を購入する経費については、今回の被災により災害救助法の適用を受けた地域は、市町村行政が貸付を行う「災害援護資金」の対象になります。

○災害救助法が適応されない地域は社会福祉協議会の貸付（生活福祉資金・災害援護費：限度額150万円）が対象になります。〔特徴→①地域担当の民生委員が相談支援を行う、②無利子（連帯保証人がいない場合は年1.5%）、③所得基準がある、④貸付審査を行う、⑤住宅改修費等との重複貸付が可能等。〕 詳細はお住まいの市町村社会福祉協議会までご相談ください。

(民生委員状況確認用)

被災状況確認書

(被災者氏名) _____様

被災年月日 及び時分	令和 年 月 日 時 分ごろ
被災物件の 所在地	
状況確認内容	
<p>上記のとおり状況確認しました。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>(担当民生委員) _____ 印</p> <p>千葉県社会福祉協議会会長 様</p>	